

3 特別支援教育

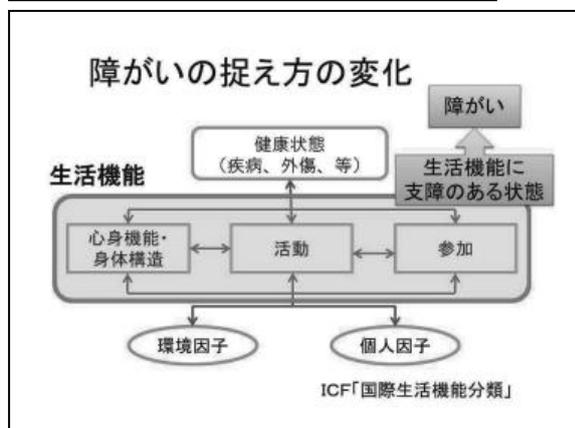
特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成の基礎ともなる。

1 特別支援教育をさらに推進するために

(1) 障がいの捉え方の変化



近年、グローバル化は我々の社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は、生活を質的に変化させつつあり、そして、障がいのある人々を取り巻く生活や障がいについての考え方についても質的に大きな変化をもたらしている。

それに併せて「障がい」の捉え方についても変化があった。平成13年5月、従来の国際障がい分類（ICIDH: International Classification of Impairments, Disabilities, and Handicaps)の改訂版として「国際生活機能分類（ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health）」がWHO総会で採択された。

ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」ととらえている。そして、生活機能と障がいの状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明され、構成要素間の相互関係については、上図のように示されている。

学校においては、個々の幼児児童生徒の「学習上又は生活上の困難」について把握することが必要である。

(2) 特別支援教育を推進する法的な根拠

○「学校教育法第81条第1項」

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- 一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者
六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

○「障害者の権利に関する条約」(概要)

- (1) 一般原則 (障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等)
- (2) 一般的義務 (合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等)
- (3) 障害者の権利実現のための措置 (身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容)
- (4) 条約の実施のための仕組み (条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討)

○「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(5つの柱)

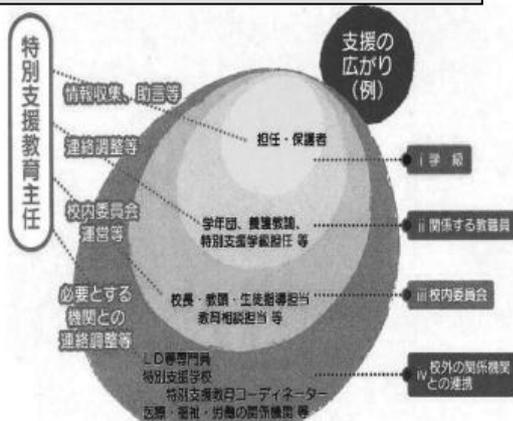
- 1 障がい者への理解とあいサポート運動の推進
- 2 障がい者差別の解消
- 3 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障
- 4 災害時における障がい者支援
- 5 障がい者の自立と社会参加の推進

2 幼児児童生徒一人一人の実態に応じた指導の充実

インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある者となない者とが同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える教育を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

そのために最も本質的な視点は、「それぞれの幼児児童生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」ということであり、幼児児童生徒一人一人の実態や発達段階等に応じた適切な指導を行うことが重要である。

(1) 支援体制の整備及び充実



- 校（園）長は特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育主任（担当）を指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させる必要がある。
- 全ての教師が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障がいのある幼児児童生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが求められる。
- 担任を含む全ての教師間において、個々の幼児児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。
- 特別支援学校におけるセンター的機能、LD等専門員、医療・福祉等の関係機関等の活用を図る。

(2) 障がいの特性・実態に応じた指導・支援の工夫

- 障がいの種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではなく、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の幼児児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが求められる。
- 幼児児童生徒の実態把握をする際に収集する情報の内容として以下のようなものが考えられる。

「病気等の有無や状態」「成育歴」「基本的な生活習慣」「人やものとのかかわり」「心理的な安定の状態」「コミュニケーションの情報」「対人関係や社会性の発達」「身体機能」「視機能」「聴覚機能」「知的発達や身体発育の状態」「興味や関心」「障がいの理解に関すること」「学習上の配慮事項や学力」「家庭や地域の環境」「進路」「特別な施設や補助用具（特別な機器を含む。）の必要性」等

- 各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。
- 特別支援学校学習指導要領自立活動編の内容を参考に実態把握に努める。
- 教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の幼児児童生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。
- 幼児児童生徒の実態を的確に把握し、教材教具や板書の工夫等、特別な教育的ニーズに応じた教科指導等の充実を図るとともに、自発的・自主的な活動を大切にする必要がある。

(3) 障がいの特性や実態に応じた指導・支援の工夫例

【学級や学年のルールづくり、集団学習等の工夫例】

○学級や学年のルールづくり

- ・「いつ」「何を」「どこに」「どうする」等を具体的に決めるなど、基準が明確で分かりやすいルールを作る。
- ・教室や廊下等の見やすいところに掲示する。

- ・活動を行う前にルールを復唱して、確認したり意識付けを図ったりする。
- ・ルールが守れている時を見逃さず、認めたりほめたりする。
- ・あいさつの習慣化や「聞き方」「話し方」を常に意識した取組を進める。
- ・友だちとよりよくつながる言葉や相手を傷つけない言葉(表現)を見つけたり、相手の気持ちを考えたり、話し方を練習する。
- ・自分の感情に気付いてその対応の仕方を知る学習を取り入れる。
- 集団で取り組む学習活動
 - ・友だちと関わることや成し遂げる喜びが実感できる体験活動(構成的グループエンカウンターや制作活動等)を取り入れる。
 - ・友だちのよいところを見つけ伝え合い、お互いの信頼関係を深めていく振り返りの場面を活動後に設定する。
 - ・友だちと向き合い関わりながら、自分らしさに気付くことを大切にする。そのために、まずは1対1の活動から始め、段階的に小集団での活動へ移行していく。
 - ・学んだスキルを生かして成功体験を積み上げやすくするために、グループを編成するメンバーの構成に配慮する。

【話す、読む、書く、計算することの支援例】

- 話すこと
 - ・ワークシートに書いている内容を自信を持って発表できるように、よいところをほめる。
 - ・話し方のキーワード「いつ」「どこで」「何を」等の話型を示す。
 - ・児童生徒の考えや思いを聞き取り、発表内容を整理する。(メモの活用等)
- 読むこと
 - ・読むところを指で押さえたり、定規等を行に当てて読んだりする方法を教える。
 - ・1行だけ見えるように切り抜いたシートを準備する。
 - ・文字の形を捉えやすくするために、絵カードを使って形の意味づけを行う。
 - ・まとまりを言葉で捉えるために、フラッシュカードですばやく読み取る練習を取り入れたり、キーワードに印をつけたりする。
- 書くこと
 - ・正確に板書をノート等に記録することが苦手な児童生徒の手元に、板書内容の重要な箇所を書いたメモを置く。
 - ・文字の書き方のコツ「語呂合わせ」「形をイメージするヒント」を繰り返し示す。
 - ・適切な教材・教具を準備し活用することで、分かりやすさや集中力を高めることにつなげるとともに、具体的な操作活動の充実や、成功体験を大切に指導に努める。
 - ・マス目の大きいワークシートや拡大コピーしたものや使いやすしい道具等を準備し、必要に応じて選択できるようにしておく。
 - ・文字の形を捉えやすい絵や語呂合わせ等のヒントが書いてあるカードを準備する。
- 計算すること
 - ・計算の手順を言語化したカードや手順書を活用する。
 - ・問題数や習熟度に配慮したワークシートを作る。
 - ・計算の意味づけを行う具体物や半具体物を活用する。
 - ・筆算がしやすいマス目や枠のあるワークシートを準備する。

【一斉授業における配慮】

- 児童生徒一人一人に対して授業の理解度を評価しながら、できていることを認めたり、つまずきに対する適切な支援を行ったりする。
- 一斉指導の中で机間指導による個の特性に応じた支援を行うためには、理解の速い児童生徒に対応するための課題の準備をしておくことにも配慮する。
- 机間指導
 - ・ノートやワークシートに称賛の言葉や印をつける。
 - ・活動の流れや指示が理解できていない時に、個別に再確認したり、メモで示したりする。
 - 教材・教具
 - ・言葉の意味や学習の内容等をより具体的にイメージしやすいように、絵や写真、イラスト等の準備をする。
 - ・フラッシュカードやかけ算九九表、ローマ字表等の補助的教材を準備し、必要に応じて活用する。
 - 導入や展開
 - ・学習に必要な準備物や準備の仕方を視覚的、具体的に示し、自分で確認できるようにする。

○導入時

- ・カードや小黒板等の視覚支援や、終わりの見通しを持てるようにするためにタイマー等を効果的に取り入れるなど、児童生徒の注意を引きつけるようにする。

○指示や発問

- ・「これから3つのことを話します」「○○について話します」と、内容を予告する。
- ・「話す人の顔を見て」「おへそを向けて」等を合言葉にして、聞く姿勢を習慣化する。
- ・「ちゃんと」「きちんと」ではなく、「はねに気をつけて書きましょう」「目を見て聞きましょう」等、具体的に示す。また、「あれ」「それ」「向こう」などの指示語は減らす。
- ・絵、写真、キーワード等を提示して、内容を分かりやすくする。
- ・座席の位置を配慮するなど聞くべき音や話に集中できる環境をつくる。
- ・「指示を復唱する」「メモの取り方の指導」などを行い、内容の記憶を助ける。

○板書

- ・指示と併せてモデルを示す。
- ・活動や作業を止めたり、話す人や黒板等に注目させたりして、聞く姿勢を整えてから指示や発問をする。
- ・見やすい大きさの文字で書いたり、色チョークを活用したりする。
- ・短冊黒板や小黒板を児童生徒の発表等の場面に活用する。

具体的な指導例については、「通常の学級における特別支援教育～小学校・中学校編～」を参照してください。

掲載先：特別支援教育課ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/123222.htm>



学級づくりや人間関係づくりの基本的な考え方については、「学級づくり・人間関係づくりハンドブック」を参照してください。

掲載先：小中学校課ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/255897.htm>

3 連続性のある多様な学びの場の充実と切れ目のない支援体制

幼児児童生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすために、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(1) 切れ目のない一貫した指導の充実

【個別の教育支援計画の作成・活用】

- 障がいのある幼児児童生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関等と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成する。
- 幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校、特別支援学校から地域の学校等への移行支援がスムーズに行われるよう、保護者や関係機関との連携による個別の教育支援計画の作成・活用を行う。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、全員作成する。

【個別の指導計画の作成】

- 障がいのある幼児児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細やかな指導を行う。
- 個別の指導計画は、障がいのある幼児児童生徒一人一人に対する細やかな指導を組織的・継続的に行うために重要な役割を担っているため、個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を明確にしておくことが必要である。
- 小学部、小学校等から特別支援学校へ、特別支援学校から中学校等への進学や転学が行われた場合に、前籍校等から引き継いだ個別の指導計画を基に、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等や自立活動の学習の状況等を踏まえた、継続的な指導が行われるようにする。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、全員作成する。

(2) 特別支援学級の教育課程の編成の工夫

- 障がいの状態や程度、特性等児童生徒の実態把握を十分に行い、各教科等の目標や内容、指導の形態を考え、実態に応じた教育課程を編成するとともに、個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容・方法の明確化を図る。(R-P-D-C-A)
- 障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を位置付ける。

(3) 通級による指導と通常の学級における連携の充実

- 学校間又は担当教師間で児童生徒の様子や変化の定期的な情報交換を行ったり、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した連携を図ったりするなどして、通級指導教室における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにする。
- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努める。

(4) 交流及び共同学習の推進

- 障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、幼児児童生徒が、障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、多様な価値観に触れ、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場ともなることから、組織的、計画的、継続的な実施が必要である。
- 家庭や地域の人々との連携、協働を深めるために、幼児児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等について配慮しながら、地域の様々な人々との交流の機会を設ける。

4 自立活動及び合理的配慮について

自立活動は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階等に即して指導を行うことが必要である。

発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒が、特別支援学校だけではなく小・中学校等においても学んでいることから、特別支援学級、通級による指導においても、児童生徒の多様な障がいの種類や状態等に応じたきめ細かな自立活動の指導が求められている。

(1) 自立活動の目標及び内容について

自立活動の目標

「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月)第7章第1】

自立活動の内容(6区分27項目)

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- (3) 感覚の補助及び代手段の活用に関する事
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事
- (4) 身体の移動能力に関する事
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- (2) 言語の受容と表出に関する事
- (3) 言語の形成と活用に関する事
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事

※ 下線部は、新学習指導要領改訂による変更箇所です。

学習指導要領に示される自立活動の「内容」とは、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。また、個々の幼児児童生徒に設定される「具体的な指導内容」は、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標を達成するために、学習指導要領に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

(2) 新学習指導要領における改訂の要点

- 今回の改訂では、6つの区分は従前と同様であるが、発達障がいや重複障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒の多様な障がいの種類や状態等に応じた指導を一層充実するため、「1 健康の保持」の区分に「(4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること」の項目が新たに設けられた。
- 「4 環境の把握」の区分の下に設けられていた「感覚や認知の特性への対応に関すること」の項目が、自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導を充実するために「(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること」と改められた。
- 「4 環境の把握」の区分の下に設けられていた「感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること」の項目が、感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握にとどまることなく、把握したことを踏まえて、的確な判断や行動ができるようにすることを明確にするため、「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること」に改められた。

(3) 合理的配慮の観点

【合理的配慮の定義】

「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの」
 ※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参照

【学校における合理的配慮の観点】（3観点11項目）

①教育内容・方法

- ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮

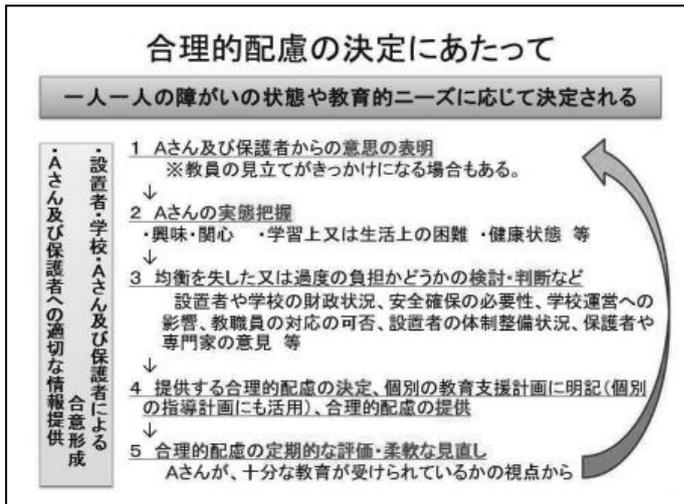
②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状況及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(4) 合理的配慮の決定にあたって



- 「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。
- 学校においては、幼児児童生徒・保護者等からの相談及び社会的障壁の除去を必要としている意思表示を受けた学校と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

(5) 自立活動と合理的配慮のかかわり

自立活動の視点

幼児児童生徒が、困難な状況を認識し、困難を改善・克服するために必要となる知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度を養うことが大切であるという視点。

合理的配慮の視点

障がいのある幼児児童生徒が他の幼児児童生徒と平等に教育を受けられるようにするために、個々の幼児児童生徒に対して、学校が行う必要かつ適当な変更・調整という配慮であるという視点。

例えば、障がいのある児童が他の児童と平等に授業を受けられるよう、教師が拡大したプリントを用意することは、この児童に対する合理的配慮である。

一方、この児童がプリントの文字が見えにくいという学習上の困難を主体的に改善・克服できるようにするために、弱視レンズ等を活用するなど、知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的に指導するのが自立活動である。

両者は、きめ細かな実態把握が必要であること、個に応じたものなど共通点もあるが、その目的は異なっていることに留意が必要である。

5 各教科等の指導及び自立活動の指導について

(1) 自立活動と各教科等との関係について

小・中学校の各教科の教育内容は、児童生徒の発達の段階等に即して選定されたものが系統的・段階的に配列されている。また、幼稚園教育においては幼児の実態の側面から、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域として示されている。

障がいのある幼児児童生徒の場合は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、幼・小・中学校の幼児児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。

そこで自立活動の指導では、個々の実態把握によって導かれる「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導を行い、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

幼稚園において、自立活動の成果が就学等においても生かされるようにするとともに、小・中学校においては、各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえて、学校教育として提供すべき教育内容を障がいの状態や卒業後の生活も考慮しながら、特に必要なものを検討していくことが必要である。

(2) 各教科と自立活動における目標設定について

- 自立活動の指導に当たっては、前回の改訂において、個別の指導計画の作成についてより一層の理解を促すため、「幼児児童生徒の実態把握」「指導目標の設定」「具体的な指導内容の設定」「評価」等についての配慮事項が示された。今回の改訂では、個別の指導計画の作成についてさらに理解を促すため、「実態把握」から「指導目標」や「具体的な指導内容の設定」までの手続きの中に、「指導すべき課題」を明確にすることを加え、手続きの各過程を整理する際の配慮事項がそれぞれ示されている。
- 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）については、次ページに掲載している。流れ図は、実態把握から指導目標を設定したり、具体的な指導内容を設定したりするまでの過程において、どのような観点で整理していくか、その考え方について述べている。

【各教科における目標設定に至る手続きの例】（小学校の場合）

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・ 当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障がい者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

【自立活動における目標設定に至る手続きの例】

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒の障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果が最もあがるように考えるべきもの

【作成手順の一例】

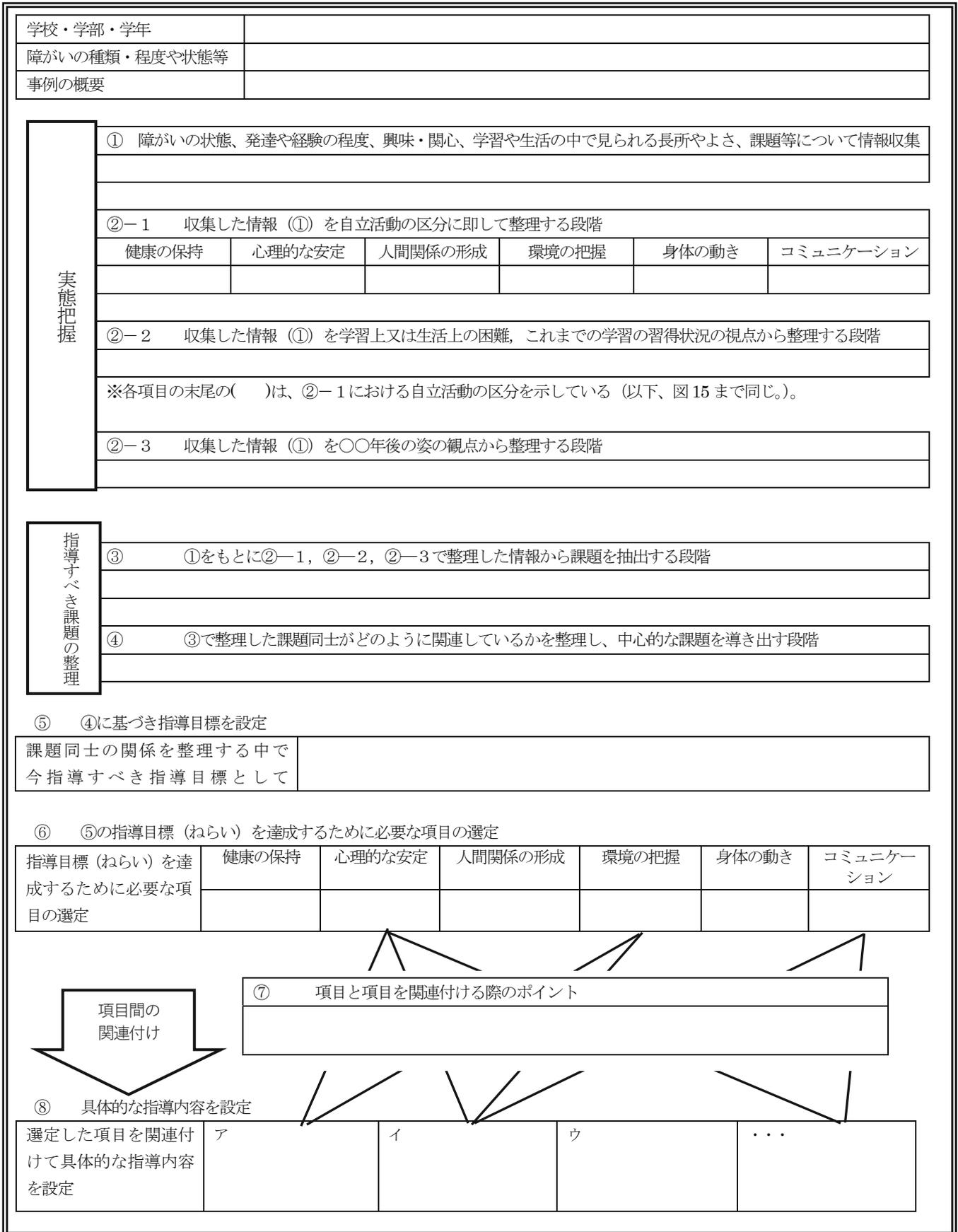
- a 個々の児童生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

手順の詳細については、「**特別支援学校学習指導要領自立活動編 第7章**」を参照してください。

また、特別支援学級の教育課程の編成にあたっては、「**特別支援学校学習指導要領第1章第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い**」を参照してください。



実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）



※特別支援学校教育要領・学習指導要領自立活動編より抜粋

(3) 各教科等における指導上の工夫

●障がいのある児童生徒の指導に当たってのポイント

「見えにくさ、聞こえにくさ」「道具の操作の困難さ」「移動上の制約」「健康面や安全面での制約」「発音のしにくさ」「心理的な不安定」「人間関係形成の困難さ」「読み書きや計算等の困難さ」「注意の集中を持続することが苦手であること」等

●通常の学級においても、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、障がい種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

※ 小学校学習指導要領解説総則等編第2章第4節2の(1)、中学校学習指導要領解説総則等編第3章第4節2の(1) 参照

【障がいのある児童生徒における各教科等における指導の工夫(例)】

【小学校】例：国語科における配慮

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用することなどの配慮をする。

自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなどが必要である。

【中学校】例：国語科における配慮

自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、生徒が身近に感じられる文章(例えば、同年代の主人公の物語など)を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

声を出して発表することに困難がある場合や人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、文字を書く負担を軽減するため、手書きだけでなくICT機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。

【出典】

- ◇ 幼稚園教育要領 ◇ 小学校学習指導要領解説総則編 ◇ 中学校学習指導要領解説総則編
- ◇ 小学校学習指導要領解説国語編 ◇ 中学校学習指導要領解説国語編
- ◇ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則等編(幼稚園・小学部・中学部)
- ◇ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編
- ◇ 通常の学級における特別支援教育 ～小学校・中学校編～ 平成23年3月 鳥取県教育委員会